

下 総 第 9 4 4 号
令和5年(2023年)6月19日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 木 本 暢 一 様
同 田 中 義 一 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和4年6月1日付け監査報告第11号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 建設部住宅政策課 〕

[指摘事項]

(1) 住宅使用料等に係る金銭出納帳及び現金出納報告書の記載において、以下の事項が見受けられた。下関市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。

ア 金銭出納帳に収入金額及び支払金額が記入されていなかった。(住宅使用料2件、督促手数料1件)

イ 金銭出納帳に記入されている金額が、実際の収入金額及び支払金額と整合していなかった。(実費弁償金1件)

ウ 上記ア、イの金銭出納帳の累計(合計)金額の誤りに起因して、現金出納報告書の収納額及び払込額の合計額等が誤っていた。

(改善措置状況)

この度指摘された金銭出納帳及び出納報告書の記載誤りについては、取り扱った現金の累計金額が正しくなるよう、追記により修正した。

また、この度の指摘を受け、金銭出納帳の記帳内容を必ず複数人でチェックする仕組みを整えた。あわせて、これまでは金融機関に一日2回払込みを行っていたが、一日1回の払込みに改め、慎重に事務処理を行うとともに、業務の簡素化を図った。

[指摘事項]

(2) 行政財産の使用許可に係る使用料の収入事務において、以下の不適切な事例が見受けられた。関係規定に基づき適正に事務処理されたい。

ア 納期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していなかった。

イ 下関市行政財産使用料条例第3条第1項ただし書において規定されている使用料の延納について、平成24年1月19日付け管第81号管財課長通知では、「納入通知書を発送する場合は、納期限を納入通知書発送後30日以内とすることを可能にする。」と規定されているが、30日を超過して納期限を設定していた。

(改善措置状況)

この度の指摘を受け、アの事案については、現在は納期限後20日以内に収入の確認を行っており、実際に未納があったため直ちに督促状を発送した。

イの事案については、現在は調定した日から30日以内の日に納期限を設定して納入通知書を送付しており、今後も適正な事務処理を徹底する。

[指摘事項]

(3) サービス付き高齢者向け住宅登録更新手数料の収入事務において、以下の事項が見受けられた。関係規定に基づき適正に事務処理されたい。

ア 下関市会計規則第12条において、歳入の調定は、歳入を収入する原因が発生したときに、同条各号に掲げる事項について調査した上で行う旨が規定されているが、当該手数料の調定日が、申請日より前の日付となっていた。

イ 下関市手数料条例に規定する手数料は、同条例第3条ただし書が適用される場合を除き、申請があった際に徴収することとされているが、所管課は、申請時に申請者に納入通知書（納付書）を交付し、金融機関で納付させる方法により手数料を徴収しており、金融機関の取扱い時間を過ぎたもの（1件）が、申請日の翌日に納付されていた。なお、当該手数料徴収に当たり、同条ただし書を適用する旨の意思決定はなされていなかった。

(改善措置状況)

この度の指摘を受け、サービス付き高齢者向け住宅登録更新手数料を収入する方法を、納付書での納付から、窓口での申請の際に口頭による納入の通知を行い、手数料を職員が直接収納する方法に改めた。

[指摘事項]

(4) 市営住宅訴訟業務に係る切手及び印紙について、それらを管理する帳簿を備えていなかった。下関市会計規則に基づき適正に管理されたい。

(改善措置状況)

この度の指摘を受け、市営住宅訴訟業務に係る切手及び収入印紙の受払簿を整備した。

以上